

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

自治体名: 泉北環境整備施設組合

(単位: 千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	9,271,116	固定負債	5,599,395
有形固定資産	9,271,116	地方債	5,123,663
事業用資産	7,045,426	長期未払金	-
土地	1,966,161	退職手当引当金	455,850
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	10,039,277	その他	19,882
建物減価償却累計額	-5,072,928	流動負債	557,752
工作物	597,260	1年内償還予定地方債	508,437
工作物減価償却累計額	-484,343	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	30,330
航空機	-	預り金	12,820
航空機減価償却累計額	-	その他	6,165
その他	-	負債合計	6,157,147
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	9,271,116
インフラ資産	1,257,709	余剰分(不足分)	-5,929,777
土地	101,859		
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	3,752,268		
工作物減価償却累計額	-2,596,418		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	23,497,597		
物品減価償却累計額	-22,529,616		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	-		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	-		
減債基金	-		
その他	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
流動資産	227,370		
現金預金	209,525		
未収金	-		
短期貸付金	-		
基金	-		
財政調整基金	-		
減債基金	-		
棚卸資産	17,845		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
資産合計	9,498,486	純資産合計	3,341,339
		負債及び純資産合計	9,498,486

行政コスト計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

自治体名: 泉北環境整備施設組合

(単位: 千円)

科目	金額
経常費用	2,834,121
業務費用	2,818,659
人件費	393,332
職員給与費	332,156
賞与等引当金繰入額	30,330
退職手当引当金繰入額	22,099
その他	8,747
物件費等	2,366,326
物件費	1,238,148
維持補修費	421,655
減価償却費	468,668
その他	237,855
その他の業務費用	59,001
支払利息	59,001
徴収不能引当金繰入額	-
その他	-
移転費用	15,462
補助金等	14,608
社会保障給付	-
他会計への繰出金	-
その他	854
経常収益	1,193,803
使用料及び手数料	419,842
その他	773,961
純経常行政コスト	1,640,318
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	1,640,318

純資産変動計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

自治体名: 泉北環境整備施設組合

(単位: 千円)

科目	合計			
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	2,341,502	8,044,710	-5,703,208	-
純行政コスト(△)	-1,640,318		-1,640,318	-
財源	2,640,155		2,640,155	-
税金等	1,816,322		1,816,322	-
国県等補助金	823,833		823,833	-
本年度差額	999,837		999,837	-
固定資産等の変動(内部変動)		1,226,406	-1,226,406	
有形固定資産等の増加		1,695,074	-1,695,074	
有形固定資産等の減少		-468,668	468,668	
貸付金・基金等の増加		-	-	
貸付金・基金等の減少		-	-	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	-	-	-	
その他	-	-	-	
本年度純資産変動額	999,837	1,226,406	-226,569	-
本年度末純資産残高	3,341,339	9,271,116	-5,929,777	-

資金収支計算書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

自治体名：泉北環境整備施設組合

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	2,107,212
業務費用支出	2,091,750
人件費支出	371,183
物件費等支出	1,661,566
支払利息支出	59,001
その他の支出	-
移転費用支出	15,462
補助金等支出	14,608
社会保障給付支出	-
他会計への繰出支出	-
その他の支出	854
業務収入	3,496,503
税込等収入	1,716,705
国県等補助金収入	823,833
使用料及び手数料収入	419,842
その他の収入	536,123
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	1,389,291
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,678,469
公共施設等整備費支出	1,678,469
基金積立金支出	-
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	99,617
国県等補助金収入	-
基金取崩収入	-
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	-
その他の収入	99,617
投資活動収支	-1,578,852
【財務活動収支】	
財務活動支出	511,982
地方債償還支出	507,601
その他の支出	4,381
財務活動収入	760,200
地方債発行収入	760,200
その他の収入	-
財務活動収支	248,218
本年度資金収支額	58,657
前年度末資金残高	138,048
本年度末資金残高	196,705
前年度末歳計外現金残高	13,472
本年度歳計外現金増減額	-653
本年度末歳計外現金残高	12,819
本年度末現金預金残高	209,524

注記

注記

【1】重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。
該当なし

・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。
該当なし

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）
定額法を採用しております。
・無形固定資産
定額法を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金
該当なし
・賞与引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。
・退職給付引当金
地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としております。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
税込方式によっております。

【2】重要な会計方針の変更等

①会計方針の変更

平成28年度より統一的な規準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しております。

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しております。

②表示方法の変更

該当なし

③資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

【3】重要な後発事象

①主要な業務の改廃

該当なし

②地方財政制度の大幅な改正

該当なし

③重要な災害等の発生

該当なし

④その他重要な後発事象

該当なし

【4】偶発債務

該当はありません。

【5】追加情報

①対象範囲（対象とする会計） 一般会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

④表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合がある。